

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会安全衛生管理規則（平成20年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第40条」を「～第41条」に改める。

第13条第1項を削り、同条第2項中「委員」を「職員委員会の委員」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第15条第1項中「2年」を「1年」に改める。

第17条第1項中「委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるときに、委員長がこれを招集し、その議長となる」を「毎月1回以上開催するものとする」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第21条第1項中「第18条まで」の次に「（第17条第1項を除く。）」を、「第13条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「、「23人以内」とあるのは「21人以内」と、同条第3項中「職員委員会」とあるのは「教職員委員会」と」を削り、「同条第4項中」を「同条第3項中」に、「第17条」を「第17条第2項」に改め、同条第2項中「第13条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「、「23人以内」とあるのは「15人以内」と、同条第3項中「職員委員会」とあるのは「給食委員会」と」を削り、「同条第4項中」を「同条第3項中」に改める。

第34条第1項中「職員の労働時間の状況その他の事項が省令第52条の2に規定する要件に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 労働時間の状況が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当する職員

- (2) 労働時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当し、かつ、面接指導を受けることを希望する旨の申出をした職員（前号に掲げる職員を除く。）

第34条に次の2項を加える。

- 4 教育長は、産業医その他の医師に対し、省令第14条の2第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる情報を提供しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、長時間労働者に対する面接指導等について必要な事項は、別に定める。

第5章中第40条を第41条とし、第39条を第40条とし、同章中同条の前に次の1条を加える。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第39条 教育長及び所属長は、法その他の関係法令及びこの規則の規定による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において改正前の規則第13条第2項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市教育委員会職員安全衛生委員会の委員（同規則第21条の規定により準用される川崎市立学校教職員安全衛生委員会及び川崎市立学校給食事業場安全衛生委員会の委員を含む。）である者の

任期は、同規則第15条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

## 制 定 理 由

教育委員会職員安全衛生委員会の開催の要件の見直しを行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会安全衛生管理規則 平成20年3月21日教委規則第12号</p>	<p>○川崎市教育委員会安全衛生管理規則 平成20年3月21日教委規則第12号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第4条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第4条）</p>
<p>第2章 安全衛生管理体制（第5条～第22条）</p>	<p>第2章 安全衛生管理体制（第5条～第22条）</p>
<p>第3章 健康の保持増進のための措置（第23条～第37条）</p>	<p>第3章 健康の保持増進のための措置（第23条～第37条）</p>
<p>第4章 快適な職場環境を形成するための措置（第38条）</p>	<p>第4章 快適な職場環境を形成するための措置（第38条）</p>
<p>第5章 雑則（第39条～<u>第41条</u>）</p>	<p>第5章 雑則（第39条・<u>第40条</u>）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（第1条～第12条 略）</p>	<p>（第1条～第12条 略）</p>
<p>（組織）</p>	<p>（組織）</p>
<p>第13条 <u>職員委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p>	<p>第13条 <u>職員委員会は、委員23人以内で組織する。</u></p>
<p>（1） 総括安全衛生管理者</p>	<p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>（1） 総括安全衛生管理者</p>
<p>（2） 安全管理者</p>	<p>（2） 安全管理者</p>
<p>（3） 衛生管理者</p>	<p>（3） 衛生管理者</p>
<p>（4） 産業医</p>	<p>（4） 産業医</p>
<p>（5） 安全又は衛生に関し経験を有する職員</p>	<p>（5） 安全又は衛生に関し経験を有する職員</p>
<p><u>2</u> 職員委員会に、委員長1人を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。</p>	<p><u>3</u> 職員委員会に、委員長1人を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。</p>
<p><u>3</u> 総括安全衛生管理者以外の委員の半数については、事務局等事業場に勤務する職員の過半数で組織する職員団体があるときにおいては当該職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がないときにおいては当該職員の過</p>	<p><u>4</u> 総括安全衛生管理者以外の委員の半数については、事務局等事業場に勤務する職員の過半数で組織する職員団体があるときにおいては当該職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がないときにおいては当該職員の過</p>

改正後	改正前
<p>半数を代表する者の推薦に基づき、教育委員会が任命した者とする。 (審議事項)</p>	<p>半数を代表する者の推薦に基づき、教育委員会が任命した者とする。 (審議事項)</p>
<p>第14条 職員委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、教育長に意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(2) 労働災害の原因調査及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。</p> <p>(3) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険の防止及び健康障害に関する重要事項 (委員の任期)</p>	<p>第14条 職員委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、教育長に意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(2) 労働災害の原因調査及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。</p> <p>(3) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険の防止及び健康障害に関する重要事項 (委員の任期)</p>
<p>第15条 委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。 (委員長の職務)</p>	<p>第15条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。 (委員長の職務)</p>
<p>第16条 委員長は、会務を総理し、職員委員会を代表する。</p> <p>2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。 (会議)</p>	<p>第16条 委員長は、会務を総理し、職員委員会を代表する。</p> <p>2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。 (会議)</p>
<p>第17条 職員委員会は、<u>毎月1回以上開催するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 職員委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (運営)</p>	<p>第17条 職員委員会は、<u>委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるときに、委員長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2 職員委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。</u></p> <p><u>3</u> 職員委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (運営)</p>

改正後	改正前
<p>第18条 職員委員会の運営について必要な事項は、委員長が職員委員会に諮って定める。</p>	<p>第18条 職員委員会の運営について必要な事項は、委員長が職員委員会に諮って定める。</p>
<p>(第19条～第20条 略)</p>	<p>(第19条～第20条 略)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第21条 第13条から第18条まで <u>(第17条第1項を除く。)</u> の規定は、教職員委員会について準用する。この場合において、第13条第1項 <u>及び第2項</u> 中「職員委員会」とあるのは「教職員委員会」と、<u>同条第3項中</u>「事務局等事業場」とあるのは「学校事業場」と、第14条、第16条第1項、<u>第17条第2項</u> 及び第18条中「職員委員会」とあるのは「教職員委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>第21条 第13条から第18条までの規定は、教職員委員会について準用する。この場合において、第13条第1項中「職員委員会」とあるのは「教職員委員会」と、<u>「23人以内」とあるのは「21人以内」と、同条第3項中「職員委員会」とあるのは「教職員委員会」と、同条第4項中</u>「事務局等事業場」とあるのは「学校事業場」と、第14条、第16条第1項、<u>第17条</u> 及び第18条中「職員委員会」とあるのは「教職員委員会」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 第13条から第18条までの規定は、給食委員会について準用する。この場合において、第13条第1項 <u>及び第2項</u> 中「職員委員会」とあるのは「給食委員会」と、<u>同条第3項中</u>「事務局等事業場」とあるのは「給食事業場」と、第14条、第16条第1項、第17条及び第18条中「職員委員会」とあるのは「給食委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 第13条から第18条までの規定は、給食委員会について準用する。この場合において、第13条第1項中「職員委員会」とあるのは「給食委員会」と、<u>「23人以内」とあるのは「15人以内」と、同条第3項中「職員委員会」とあるのは「給食委員会」と、同条第4項中</u>「事務局等事業場」とあるのは「給食事業場」と、第14条、第16条第1項、第17条及び第18条中「職員委員会」とあるのは「給食委員会」と読み替えるものとする。</p>
<p>(第22条～第33条 略)</p>	<p>(第22条～第33条 略)</p>
<p>(長時間労働者に対する面接指導等)</p>	<p>(長時間労働者に対する面接指導等)</p>
<p>第34条 教育長は、<u>次に掲げる</u>職員に対し、産業医その他の医師による面接指導を行うものとする。</p>	<p>第34条 教育長は、<u>職員の労働時間の状況その他の事項が省令第52条の2に規定する要件に該当する</u>職員に対し、産業医その他の医師による面接指導を行うものとする。</p>
<p><u>(1) 労働時間の状況が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当する職員</u></p>	
<p><u>(2) 労働時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して別に定める要件に該当し、かつ、面接指導を受けることを希望する旨の申出をした職員（前号に掲げる職員を除く。）</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 職員は、前項の規定による面接指導を受けなければならない。</p> <p>3 教育長は、前2項の規定による面接指導の内容を記録し、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>4 教育長は、産業医その他の医師に対し、省令第14条の2第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるもののほか、長時間労働者に対する面接指導等について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(第35条～第38条 略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>(心身の状態に関する情報の取扱い)</u></p> <p><u>第39条 教育長及び所属長は、法その他の関係法令及びこの規則の規定による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(秘密の保持)</p> <p><u>第40条 職員の健康管理に従事する職員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第41条 この規則に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>2 職員は、前項の規定による面接指導を受けなければならない。</p> <p>3 教育長は、前2項の規定による面接指導の内容を記録し、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(第35条～第38条 略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(秘密の保持)</p> <p><u>第39条 職員の健康管理に従事する職員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第40条 この規則に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に必要な事項は、別に定める。</u></p>